

【信用保証対象外業種】

対象外業種	摘 要	対象外業種	摘 要
農業	次の業種を除く。 ・荒茶、仕上茶の製造業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造の請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・かいわれ大根製造業 ・人口ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業	娯楽業のうち風俗関連営業 競輪・競馬等の競走場 競輪・競馬等の競技団 パチンコホール	
農業的サービス業	次の業種を除く。 ・人口ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・獣医業 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業	ビンゴゲーム場 射的場・スロットマシン場 芸ぎ業 競輪・競馬等予想業	置屋及び検番を除く。
林業	次の業種を除く。 ・木材伐出業及び木材伐出請負業 ・製造加工設備を有する製薪業(請負含む)と木炭製造業(請負含む)	場外馬券及び車券売場 芸ぎ周旋業	
狩猟業	全業種	興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの	
漁業	全業種	易断所・観相業	
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。	相場案内業	
金融、保険業	生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く。	集金業・取立業	公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。
飲食業のうち右の①または②に該当するもの	①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なもの。 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第32条の深夜における飲食店の規制の適用を請けているもののうち、特に高級なもの。	学校	学校法人が経営するもの。
特殊浴場業のうち風俗関連営業		宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、中間法人、LLP(有限責任事業組合)	